

「高浜原発 40 年廃炉・名古屋行政訴訟を支える市民の会」会則

1. (名称及び所在地)

この会の名称は、「高浜原発 40 年廃炉・名古屋行政訴訟を支える市民の会」(略称:「40 年廃炉訴訟市民の会」「TOOLD40@Nagoya」「デンジャラス訴訟の会」と言い、事務所を名古屋市中区丸の内 2-18-22 三博ビル 5F 名古屋第一法律事務所内に置きます。

2. (目的)

この会は、「高浜原発 40 年廃炉・名古屋行政訴訟」を支援することを目的とし、原発のない社会をめざします。

3. (構成)

この会は、上記の目的に賛同する原告・サポーターによる個人会員で構成します。

4. (会費)

この会の会員は、毎年 2,000 円の会費を会計年度中に納入するものとします。(*)

5. (運営)

1) この会の会議は、総会及び役員会とします。

2) この会の役員として、共同代表若干名、事務局長 1 名、事務局次長若干名を置きます。(**)

3) 総会は年 1 回開催し、活動の計画・報告・予算・決算・その他重要事項の審議を行います。

4) 役員会は、この会の運営に必要な事項を協議します。

5) この会の事務を処理するため、必要に応じて事務局会議を開いて日常活動に必要な事項を協議します。

6. (会計)

1) この会には、会計 1 名、会計監査 2 名を置きます。

2) この会の収入は、会費及び寄付金、その他とします。

3) この会の支出は、第 2 項の目的を達成するために必要な経費とします。

4) 会計監査は、会計を監査します。

5) この会の会計年度は、毎年 1 月 1 日より 12 月 31 日までとします。

付則

この会則は(案)として、2016年5月1日から暫定運用し、総会で承認を得て施行します。